

仕様書

1 件名

組立式災害用トイレ

2 数量

643台

3 規格その他

(1) 規格

手すり付き組立式トイレ1基、テント1張及び附属品により、組立式災害用トイレ1台とし、各性能については次のとおりとする。

なお、参考品として本仕様書に例示しているもの以外のものにあつては、これと同等のものであること。

手すり付き組立式トイレ (※ 参考品： ㈱イーストアイ 手すり付きポータブルトイレワイドタイプ 【VE30】、 ユニットレンド㈱ ユニットイレ・安心ワイド【TAW-010】)	手すり付き組立式トイレは、次の性能を満たすこと。 ・ 市販の携帯トイレ（排泄物凝固剤・便袋）をセットして使用する災害用の組立式のトイレであること。 ・ 折りたたみ式のアلمフレームと便座により構成され、工具を用いることなく組立てることができる構造であること。また、フレームは4点以上接地する構造であり、先端はゴムキャップが付いていること。 ・ 使用者が着座した際の後方転倒防止及び座位の補助として湾曲した背もたれがあること。 ・ 使用者の着座、立ち上がりの際の補助のためフレームの手すりにゴム等が付いていること。 ・ 便座の高さはフレームのプッシュボタンにより調整可能であること。 ・ フレームの手すりの内幅は50cm以上あること。
テント (※ 参考品： ㈱イーストアイ パーソナルテントLタイプ 【PTAL】、 ユニットレンド㈱ ユニテントワイド【UTW-1827】)	テントは、次の性能を満たすこと。 ・ 組立、設置時の寸法は、幅265cm×奥行185cm×高さ215cm程度であること。 ・ テントのフレームの材質は金属とし、フレームはパイプ差込式もしくは伸縮式であり、工具を用いることなく組立てが可能であること。 ・ パイプ差込式の場合、フレームは直径19mm程度とすること。伸縮式の場合、伸縮部分のフレームは幅10mm×高さ20mm程度、伸縮部分以外のフレームは直径32mm程度とすること。 ・ 自立式であること。 ・ テント生地は防水加工が施されており、内側はシルバーコーティング加工が施されていること。 ・ 入口はテントの内・外の両面からジッパーにより開閉可能であること。また、ジッパーのストラップと持ち手はテント内側に収納できる構造であること。

	・ 「使用中」であることを表示できる窓又はポケットを有すること。 ・ テント屋根内側の中央部分にフック等の利用により照明を吊り下げられること。 ・ 換気用のメッシュ窓を1か所以上有していること。 ・ テント上部にロープ取付用のループを4か所、下部にペグにより地面へ固定可能な構造を4か所有していること。 ・ 予備のトイレットペーパーを保管するネットが附属していること。 ・ テント生地、フレームの収納袋が附属していること。
附属品	・ 取扱説明書 ・ トイレットペーパーホルダー ・ スチールペグ4本 ・ ロープ（3.5m以上）4本 ・ 簡易ハンマー1本 ・ テントが「使用中」であることを表示できるポケットに格納できる使用中の札

(2) 梱包

ア 1台ごとに一つの梱包箱に収納することとし、梱包箱はプラスチックダンボール製とする。

イ 長期保管に伴う品質劣化を防止するため、梱包内部は防湿措置を、外装は防水・防塵措置を講じること。

ウ 梱包箱の側面2面に、「広島市・製造年・納品年月・災害用組立式トイレ・地域未来交付金」と印刷した耐水性（防水）シールを張り付けるものとする。シールの大きさ、フォント、文字サイズ及び文字配置などの構成、シール貼付位置は、契約締結後、本市担当者と協議するものとする。なお、印字は耐水性のあるインクとする。

4 納入期限

令和9年3月16日（火曜日）

5 納入場所・納入数量

納入場所・納入数量は次のとおりとする。納入に際しては、危機管理室災害予防課（電話：082-504-2664（担当：入田））と速やかに事前協議するとともに、納入前に納入予定品と同一の見本を提出し、発注者による本仕様との適合確認を受けること。なお、提出された見本が本仕様に適合しないと認められた場合は、受注者は仕様への適合が確認されるまで、受注者の負担において、必要な改善を行い、又は代替品の見本を提出し、再度確認を受けること。

また、納入品は本仕様との適合確認を受けた見本と同一のものとすることとし、発注者から納入場所の変更に関する指示があった場合は、これに従うこと。

納入場所	納入数量
旧佐伯工場（広島市佐伯区五日市町大字石内1979番地）	370台
基町店舗（平和湯跡）（広島市中区基町18番5号）	273台

6 留意事項

- (1) 納入時、各納入場所にはフォークリフト等がないことに十分留意すること。また、各納入場所の指定の位置への搬入など、納入作業のすべてを受注者の負担において実施するものとする。
- (2) 仕様書の解釈について、発注者と受注者に相違がある場合は、発注者の指示に従うものとする。

7 検査

納入時に本市検査職員の検査を受けること。この際、試操作を行い、正常な動作を確認した後に受領するものとする。また、十分な取扱い説明を行うこと。

8 保証期間等

保証期間は、原則として本品検査受領後 1 年間とする。ただし、メーカー発行の保証書により 1 年を超える保証がある場合はそれによる。また、納入者又は製造者の責めに属する不良箇所が生じた場合は、保証期間経過後においても無料で修理又は良品と取替えを行うものとする。

9 その他

本仕様書に関し疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、本市と協議の上、決定するものとする。